

環境法規制への取り組み

法規制の順守はもとより、自主的な取り組みにより化学物質のリスク管理を行っています。

化学物質のリスク管理と削減方針

化学物質のリスク管理は、製造工程で使用される化学物質と製品に含有される化学物質のリスク管理に分けられます。具体的には、

1. 製造工程で使用される化学物質のリスク管理

- ・製造に従事する方の健康への影響
- ・近隣住民の方の健康、地域の環境への影響

2. 製品に含有される化学物質のリスク管理

- ・お客様が製品を使用される際の健康への影響
- ・廃棄処理されたあとの環境への影響

であり、これらのリスクを適切に管理し、よりリスクの少ない化学物質への代替を進めていきます。

2006年度から新たに、化学物質の削減目標として

●PRTR法対象化学物質の排出量削減

●VOC(揮発性有機化合物)の大気への排出量削減

を策定しました。これらのPRTR法対象化学物質およびVOCについては、デバイス事業の5拠点(カシオマイクロニクス(第一・第二工場・山梨)、甲府カシオ(本社)、高知カシオ)で99%以上を使用しており、ともに2010年度を目標に削減していきます。

製品に関する環境法規制(有害化学物質の法規制)への取り組み

●RoHSへの対応～欧州から中国

2006年6月までに、欧州向け製品のRoHS指令対応を全品目で完了させ、さらに2006年12月には、カシオ製品の一部特殊用途の仕向けを除き全ての製品において、欧州RoHS指令対応を終了しました。

新たに発生した中国RoHS(電子情報製品の汚染予防管理方法)は欧州RoHSとは違い、規制対象物質の使用禁止ではなく、全ての部品の規制対象物質情報を記載し、消費者に分かるように定められています。中国RoHSでは技術的に代替の困難な部品の適用除外項目が無い為、新たに、全ての部品において規制対象物質の含有情報を取扱説明書に記載し、製品本体には規制対象物質の含有マークを記載、梱包には生産日表示・リサイクルマークの記載が義務付けられましたが、カシオでは2007年2月までに対応を完了しました。



中国RoHSとは

中国RoHS概要

中国RoHS		表示が義務付けられたマーク	
施行日	2007年3月1日		
対象物質	RoHS6物質		
対象商品	電子電気機器と部材	非含有マーク	含有マーク
施行方法	製造日が2007年3月1日以降の製品に、規制対象物質の含有・非含有マークの義務付け		

●REACHへの対応

2007年6月に公布予定のREACH(欧州の化学品の登録、評価、認可および制限に関する規則)では、化学品では約30,000種、成形品では約1,500種もの含有化学物質の把握が求められます。従来のグリーン調達の方法で管理することは不可能で、まったく異なる取り組みが必要になると考えています。カシオでは関連業界との整合を考慮しつつ、社内も社外も混乱せず合理的に対応するための管理の仕組み(新化学物質管理データベース)を検討しています。

●生産(事業所)に関する環境法規制への取り組み

●PRTR法対象化学物質の排出量削減

2006年度のPRTR法対象化学物質の使用量は183トン、そのうち排出量は18トンでした。カシオは、排出量削減のための指標として、実質生産高原単位で管理していますが、2006年度は0.00005となり、2010年度の目標値0.00010を達成しましたので、2007年度中に新たな削減目標を設定する予定です。



PRTR法対象化学物質の排出量の推移

●VOCの排出量削減

2006年度のVOCの使用量は211トン、そのうち大気への排出量は52トンでした。デバイス事業でほぼ100%使用していることから、製造プロセスや設備の改善、生産効率の向上などにより排出削減を進めていきます。



VOC投入量及び大気排出量の推移(国内生産拠点)